

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	4 4 8 3	受理年月日	令和 7 年 12 月 11 日
件 名	産後ケア事業における 4 か月以降児及び兄弟児の受入拡充		
要 旨	出産直後の心身のケアや育児支援を行う産後ケア事業は、令和 6 年 4 月から制度が拡充され、希望する全ての人ができるようになった。しかしながら、京都市においては、受入体制が 3 か月までの乳児に偏っており、4 か月を超える赤ちゃんや第 2 子以降の母親が実質的に産後ケアを利用できない状況にある。 私はこれまで助産師として産後ケアに携わり、母親の悩みに寄り添ってきた。4 か月以降は離乳食の開始に伴い、適切な食事が分からず夜泣きが増えるなど不安を抱える方も多い。また、寝返りや移動が始まるため目が離せず、休息時間が確保できないという声も多く聞かれる。 第 2 子以降の家庭では、母親がケアを受けようとしても上の子の世話が課題となる。しかし、京都市には兄弟児を受け入れられる施設がなく、家族に預けられない家庭は産後ケアを利用することが困難となっている。 産後ケア事業では、市町村が必要と判断する場合、兄弟児の見守り支援や生後 4 か月以降児の受入に要する経費も国の補助対象として認められている。しかし、京都市ではこれらを制度化しておらず、補助を活用した受入拡充が実施されていない。市はニーズが少ないと説明しているが、現場では、むしろ強い要望が存在し、制度がないため利用が生まれないという状況が生じている。 については、京都市においても国の補助制度を活用し、4 か月以降児及び兄弟児の受入を拡充することを願う。		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		